

# ふるさと遠野の環境報告書

(平成 24 年度)



平成 24 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター低学年の部」最優秀賞  
『魚が楽しそうにおよぐ川』附馬牛小学校 3 年 阿部 珠花

岩手県遠野市

— 目 次 —

<b>第1章 環境基本計画の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
第1節 計画策定の目的 . . . . .	1
第2節 計画の役割 . . . . .	1
第3節 計画の期間及び見直し . . . . .	1
第4節 施策の体系 . . . . .	2
第5節 推進体制 . . . . .	3
<b>第2章 環境の現状</b> . . . . .	<b>4</b>
第1節 自然環境 . . . . .	4
1 位置及び地形	
2 気候	
第2節 社会環境 . . . . .	4～5
1 人口	
2 交通	
3 水道	
第3節 生活環境 . . . . .	6～8
1 大気環境	
2 水環境	
3 廃棄物	
4 公害苦情	
第4節 環境の特性と課題 . . . . .	9～10
1 豊かな自然環境の維持	
2 生活スタイルの改善	
3 遠野らしさの継承	
第5節 環境保全活動 . . . . .	11～12
1 活動の現状	
2 環境教育	
<b>第3章 基本目標ごとの実施状況</b> . . . . .	<b>13</b>
第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して . . . . .	13～16
1 清らかな水を守る	
2 きれいな空気を守る	
3 生活環境における騒音等を防止する	
4 安心して暮らせる環境を確保する	
5 人にやさしい生活環境を創出する	

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して	16～17
1 自然環境を保全する	
2 生物の多様性を確保する	
第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	17～18
1 緑地を確保する	
2 身近な自然とのふれあいを促進する	
3 良好な景観を保全・形成する	
4 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	
第4節 「循環型社会の構築」を目指して	18
1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	
第5節 「地球環境の保全」を目指して	19
1 エネルギーを有効に利用する	
2 地球環境の保全に貢献する	

**＝ 資 料 編 ＝**

資料1 各町ごとの主な取組状況	21
資料2 遠野市地球温暖化対策実行計画平成24年度実績報告	30
資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	32
資料4 用語解説	37

# 第1章 環境基本計画の概要

## 第1節 計画策定の目的

今日の環境問題は、20世紀の急激な高度経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムが大きな要因となり、地球規模から身近な地域に至るまで、複雑で広範多岐にわたる新たな問題が顕著になってきています。

遠野市は、これまで総合計画により環境施策を推進してきましたが、より明確に環境の保全及び創造に関する基本理念と施策の基本方針を示すため、平成16年3月に「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を制定し、平成17年10月1日の旧遠野市・旧宮守村の合併時に新市に引き継がれました。

また、同条例第9条に基づいて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成18年3月に「遠野市環境基本計画」を策定しました。

更に、環境をとりまく状況の変化を踏まえ、前計画を継承、発展させた新しい計画として、平成23年4月に「第2次遠野市環境基本計画」を策定しました。

## 第2節 計画の役割

本計画は、本市の地域特性や環境特性に対応した目指すべき環境像である「自然環境と人間生活の調和」の実現に向けた施策の展開や環境配慮指針など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示すものです。

また、各主体（市民・滞在者・事業者・市）が行う各種の行動や事業を環境配慮へと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持っています。

## 第3節 計画の期間及び見直し

第二次環境基本計画の期間は、遠野市総合計画後期基本計画に合わせ、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

また、計画の見直しは、社会情勢の変化等を勘案し、遠野市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて行います。

## 第4節 施策の体系

### ■ 目指すべき環境像

「自然環境と人間生活の調和」～遠野型環境調和社会を目指して～

目指すべき環境像及び基本目標を実現するために、次のような体系のもとに環境施策の展開を図ることにしています。

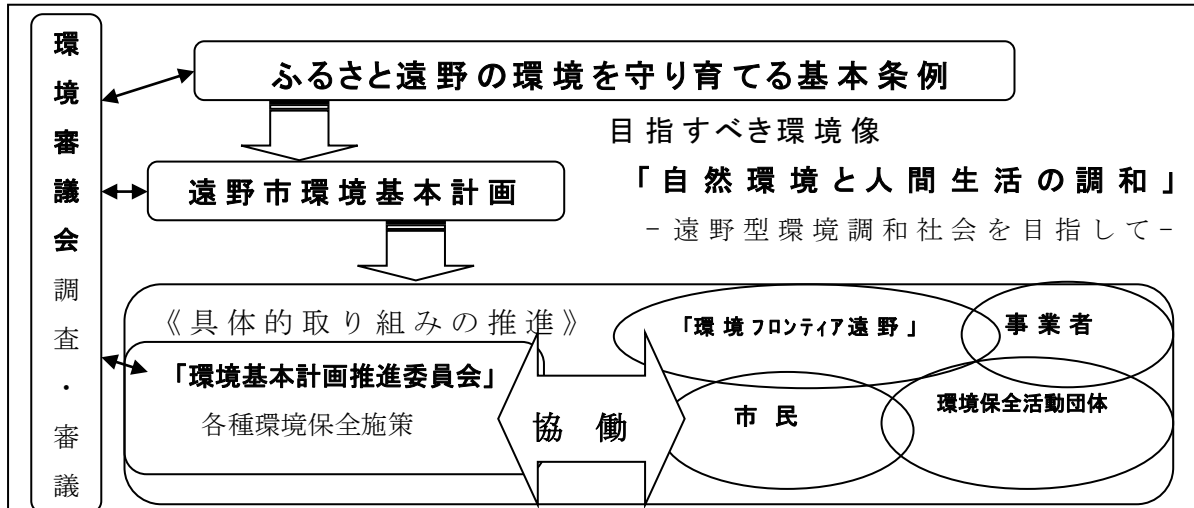
### ■ 基本目標ごとの環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進 イ 水質の保全 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境への負荷の低減 イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実
	(4) 安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 化学物質などの対策の推進 エ 監視体制の充実
	(5) 人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物の保護 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3) 良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保全



## 第5節 推進体制

「遠野市環境基本計画推進委員会」において、全庁的に各種計画や事業の調整及び連携を図るとともに、平成16年11月に環境活動団体の情報交換や実践活動を推進することを目的に、市民、事業者、関係機関・団体によって組織された「環境フロンティア遠野」と協働しながら、環境フォーラムや交流会など、様々な取り組みを推進しています。



環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンテスト』  
最優秀賞 『霧と花』小友町 菊池 英機 とびあ屋上から撮影

## 第2章 環境の現状

### 第1節 自然環境

#### 1 位置及び地形

本市は、岩手県の東南部に位置しており、岩手県東部を縦断する北上高地の一角に広がる遠野盆地を中心に東西、南北とも約38km、総面積825.62k㎡を有しています。

#### 2 気候

平成24年の気候及び過去5年間の気象状況は、次のとおりとなっています。

年間降水量は、過去10年間で最も少ない降水量となっています。

#### ■ 遠野市の気温（平均、最高、最低、降水量、最深積雪）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去10年平均
気 温 °C	平均	10.0	10.1	10.5	9.8	9.7	9.9
	最高	32.3	32.4	35.6	34.1	35.1	34.0
	最低	-14.9	-10.6	-14.1	-16	-18	-14.9
年間降水量(mm)		1,139	1,054	1,288	1,173	947	1,153
最深積雪(cm)		23	23	28	47	37	37.9

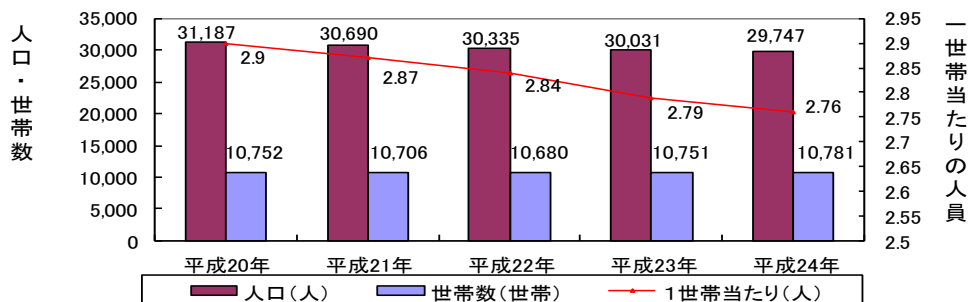
気象庁 遠野 年ごとの値から抜粋

### 第2節 社会環境

#### 1 人口

平成24年9月末の人口は29,747人、世帯数は10,781世帯となり、人口は減少傾向が続いており、1世帯当たりの人員は2.76人となっています。

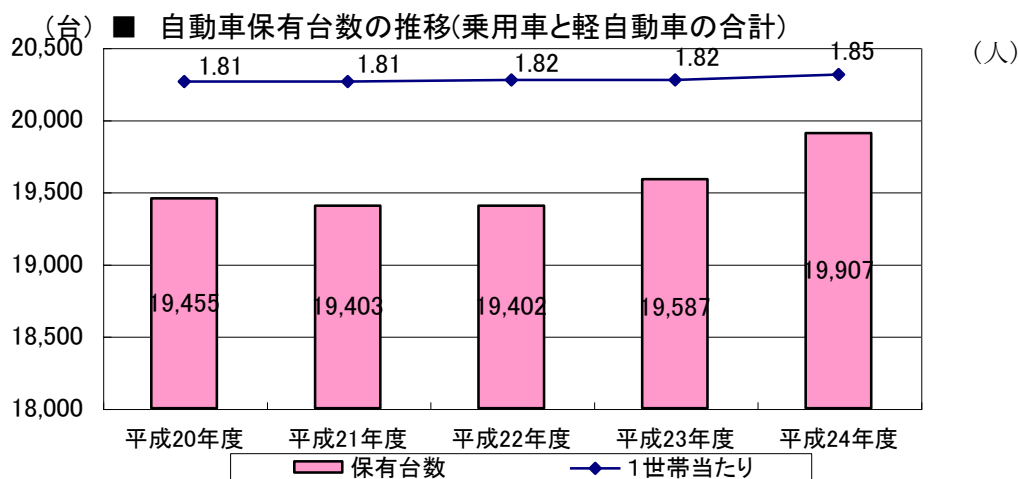
#### ■ 人口、世帯数の推移



総務部市民課 各年9月30日現在

## 2 交通

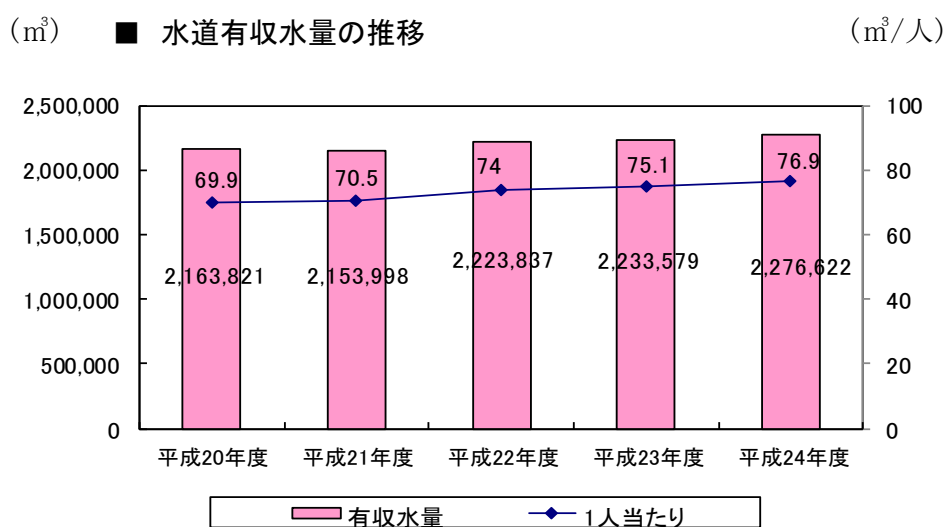
平成 24 年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は 19,907 台、1 世帯当たり 1.85 台で平成 20 年度からほぼ同じ水準で推移しています。



東北運輸局岩手運輸支局

## 3 水道

水道の有収水量は、平成 24 年度は 2,276,622 m<sup>3</sup>で平成 20 年度と比べ 5.2%の増となっているほか、平成 23 年度と比べても 1.9%の増となっています。一方、人口 1 人当たりの有収水量は、平成 24 年度 76.9 m<sup>3</sup>/人であり、トイレの水洗化などライフスタイルの変化や、給水戸数の増加に伴い平成 20 年度と比べて 10.0%増加しています。



環境整備部水道事務所

※「有収水量」とは有効水量のうち、料金徴収の対象となった水量を指します。



### 第3節 生活環境

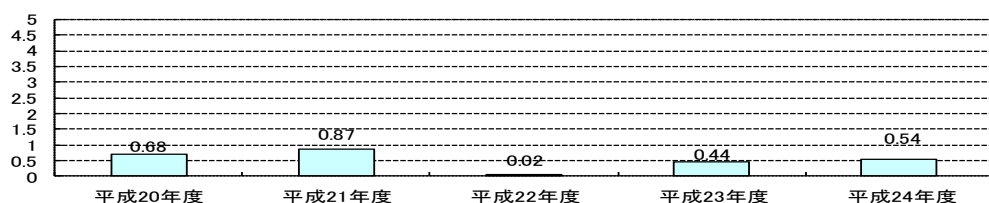
#### 1 大気環境

本市の大気環境は概ね良好に保たれています。

清養園クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度は、平成24年10月の測定では基準値である5ng-TEQ/N m<sup>3</sup>を下回る0.54ng-TEQ/N m<sup>3</sup>となっています。

放射線の汚染牧草の焼却を平成24年11月末から開始することに伴い、市民の不安の軽減と安全のため、主灰、飛灰、灰ガスの放射性物質濃度測定及び、ごみ焼却施設付近、最終処分場周辺の空間放射線量の測定を定期的実施し、いずれも国の基準値以下の結果で良好であることが確認されています。

(ng-TEQ/N m<sup>3</sup>) ■ 清養園クリーンセンターのダイオキシン類の排出濃度



清養園クリーンセンター

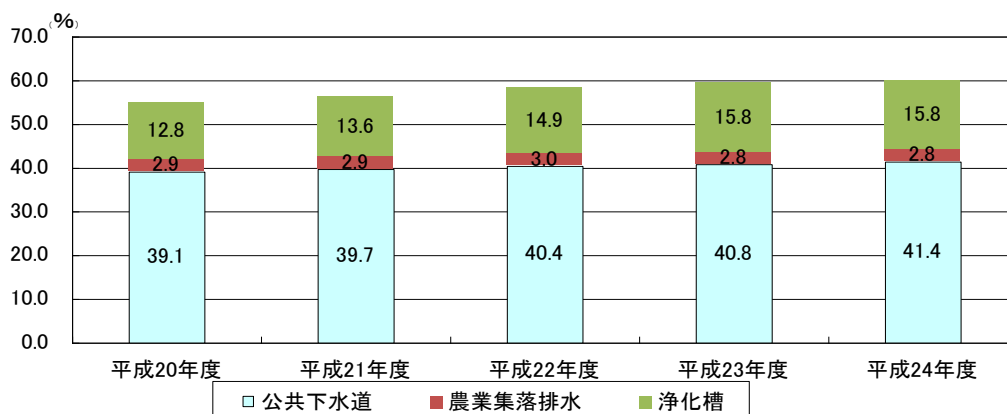
\*「ng(ナノグラム)」とは、10億分の1グラム。

#### 2 水環境

本市の主要河川である猿ヶ石川とその支流では、水質汚濁の代表的指標であるBODの環境基準は達成されており、水質は良好に保たれているといえます。

生活排水対策としては、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しており、平成24年度末の公共下水道の整備面積は、遠野処理区・宮守処理区合わせて464ha、管渠延長は107km。普及率は41.4%、水洗化率は76.3%となっています。農業集落排水事業普及率は2.8%、浄化槽の普及率は15.8%となっています。

■ 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽普及率の推移



環境整備部水道事務所

※「普及率」とは、全人口に対する公共下水道の整備率、「水洗化率」とは、下水道等の整備されている区域における利用者の割合を指します。

■ し尿収集量

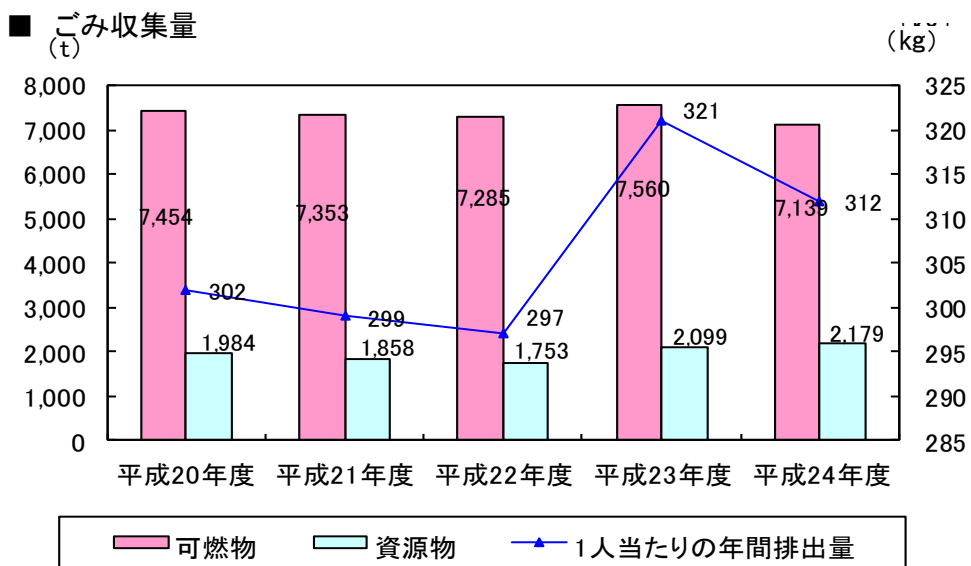
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
し尿収集量(kℓ)	20,183	20,029	19,128	19,902	20,130

環境整備部環境課

3 廃棄物

平成17年度をピークに遠野市のごみ収集量は年々減少してきましたが、東日本大震災の発生に伴い当市を拠点とした後方支援活動により平成23年度はごみ収集量が増加しました。

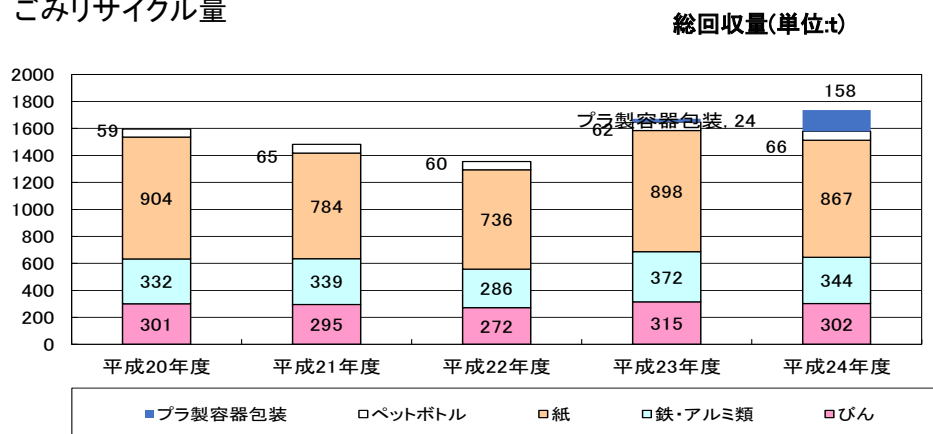
平成24年度のごみ収集量は、9,318 t で前年比3.5%の減となりました。



ごみのリサイクル量は、平成23年度の1,671 t に対し、平成24年度は1,737 t で、全年比3.9%の増となりました。

資源集団回収量は、平成23年度の41団体による262 t 回収に対し、平成24年度は44団体による325 t 回収で、前年比15.2%の増となりました。

■ ごみリサイクル量



環境整備部環境課

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進については、行政区等を対象に学習会を実施しながら市民に周知を図っており、これらを後押しする事業として、遠野市公衆衛生組合連合会がごみの減量を推進する助成事業を実施しています。

#### ■ ごみの減量化に向けた助成の実績

	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
生ごみ処理容器	基	105	77	79	60	80
生ごみ処理機	基	31	27	17	19	20
資源集団回収奨励金事業	団体	27	32	38	41	44
資源集団回収量	t	225	242	268	282	325

環境整備部環境課

#### 4 公害苦情

平成24年度に受理した典型7公害（下表参照）に関する新規受理苦情件数はなく、概ね良好に保たれています。

苦情件数については、騒音が平成15年6月から継続している低周波による健康被害の苦情、悪臭は、平成19年1月から継続しており、どちらも法律上の規制区域外であり、原因者とは随時協議し指導や進捗状況等の確認を行っています。（騒音・振動に関する規制区域は、都市計画区域内の用途地域が指定されています。）

#### ■ 公害苦情発生状況

	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計
平成20年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成21年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成22年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成23年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成24年度	0	0	0	1	0	0	1	2

環境整備部環境課

## 第4節 環境の特性と課題

### 1 豊かな自然環境の維持

本市の将来像である、永遠の日本のふるさと遠野の象徴となる豊かな自然は、単に私たちの心を潤すばかりでなく、多様な生物の生息の場として、人も含め生態系の生存基盤を支える重要な役割を果たしています。

現在、河川の水質は概ね良好ですが、河川への生活排水の流入などの理由から水生生物への影響が懸念されます。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、本市でも放射線被害を受け、牧草の利用自粛と除染作業が進められ、一刻も早い現状復帰が望まれます。今後も放射線の影響が懸念されるため、市民が安心、安全に暮らせるよう空間放射線量の定期的な測定の継続を行い、測定結果を公表する等、様々な情報発信に努める必要があります。

豊かな自然環境を維持していくためには、公共下水道や浄化槽の普及をより一層進めながら、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、環境保全型農業の推進など、環境に与える負荷を少なくするため、環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

また、河川の護岸工事においては自然環境に配慮したものとし、森林においては多様な機能を持続的に発揮できるよう、森林の適正管理が求められています。

### 2 生活スタイルの改善

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題や森林の減少、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）濃度の増加による地球温暖化など、さまざまな環境問題をもたらしています。

本市の典型7公害に関する状況は概ね良好に保たれていますが、道路や河川、山林におけるごみのポイ捨てや不法投棄が目立ってきています。

今日の環境問題は、従来の特定の産業のみならず、市民一人ひとりが個々の生活スタイルを見直し、環境への負荷を誘発する当事者である自覚をもち、省エネルギーの推進、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の3R（スリーアール）の徹底など環境に配慮した行動を進め、資源循環型社会へと変えていくことが求められています。

### 3 遠野らしさの継承

環境保全施策を進める上で、本市を市街地・田園・里山・森林の4つの領域に区分し、領域ごとに健康で潤いのある生活、生物の多様性の確保、自然景観・伝統文化の保全、循環型社会の構築を目指した環境配慮指針を定めて行動しています。

「遠野らしさ」とは、厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が

見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態であり、特に田園区域、里山区域及び森林区域は、『遠野物語』によって語り継がれてきた“日本の原風景”のイメージそのものが醸し出されています。

私たちの住んでいる地域を見つめなおし、もっと遠野を好きになり、その保護や活用を通して、地域の元気に繋げていく、遠野遺産認定制度が平成19年4月からスタートし、124件認定されています。遠野の宝を、市民と行政が協力し保護、活用を図る取り組みが自然保護や郷土愛の醸成に繋がっています。

しかし、近年、国道283号バイパス沿いに多数進出してきた大型店は、市民の日常生活の利便性に供するものの、原色の大きな看板が林立し、全国どこにでもあるロードサイド店舗となっています。一方「まちの顔」とも言うべき中心市街地の空洞化には歯止めがかからず、その衰退が深刻な課題となっています。

多くの市民がこの“日本の原風景”を誇りに感じるとともに、多くの来訪者の期待にも応えることができるよう、現代生活の利便性を損なうことなく、伝統的な落ち着きのある町並みを形成することが求められています。

特に、田園区域、里山区域は、遠野らしさを醸し出している“日本の原風景”の源でもあり、一次産業の振興や耕作放棄地の解消が求められます。

また、古くから行われてきた伝統行事や日常生活における知恵や工夫も、“ふるさと遠野”を支える貴重な財産として、若い世代に伝承していく必要があります。



環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンテスト』  
優秀賞 「山里の秋」上郷町 柿沼 伸吉 土淵町柏崎にて撮影

## 第5節 環境保全活動

### 1 活動の現状

環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とし設立された市民環境団体「環境フロンティア遠野」が、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」などを開催し、多様な視点から環境保全意識の啓発活動に取り組んでおり、構成団体もそれぞれの立場で、環境保全に関する積極的な活動を行っています。

また、各町においても、道路・河川清掃などそれぞれの文化や風土を生かした活動に取り組んでいるほか、地域住民でつくる土淵地区環境保全活動協議会、宮守町上鱒沢船渡地区の船渡資源保全活動実践組織が土地改良区、市とアドプト協定を締結して地域の農村環境の保全のための活動を行っており、地域一体となった環境保全活動の広がりが出てきています。(P21～29「資料1」)

さらに、各学校や子供会、森林愛護少年団、企業等においても、資源回収や植栽などの環境保全活動への積極的な取り組みが行われています。

今後も、それぞれの団体等の自主性を尊重し活動の支援を行っていく必要があります。

#### ■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動

No.	団体名	活動内容
1	社団法人岩手県建設業協会遠野支部	環境美化活動(道路清掃、道路・河川の草刈、花植ほか)
2	社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
3	社団法人岩手県自動車整備振興会遠野支部	マイカー点検教室(点検教室・交通安全・エコ運転方法)、通行車両の街頭検査(灯火回り、タイヤの点検、排気ガスの目視点検等) ほか
4	上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃、稚魚放流ほか
5	NPO法人遠野エコネット	ごみ川柳大会、森の健康診断リーダー研修会、水源の森づくりプロジェクト等開催
6	遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成など)、地域環境美化活動の推進ほか
7	遠野郷生活研究グループ連絡協議会	環境にやさしい暮らしの実践研究、地産地消の推進
8	遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加ほか
9	遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動 ほか
10	遠野市 PTA 連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
11	遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、絆感謝運動(カーブミラー磨き、ごみ拾い) ほか
12	遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花寄贈
13	遠野地区交通安全母の会連合会	エコドライブの推進、環境整備 ほか
14	遠野地方森林組合	環境整備、緑化祭への参加
15	花巻農業協同組合遠野地域営農センター	環境保全活動(道路清掃 ほか)
16	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
17	蓮池川を考える会	ビオトープ・散策路等の整備、環境整備、環境保全意識啓発 ほか
18	山谷地区ほたるの里づくり保存会	ほたる観察会開催、河川清掃 ほか
19	社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
20	宮守川上流地域環境部会	環境保全活動(草刈り、草取りなど)の推進
21	遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
22	マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動



## 2 環境教育

環境問題は、廃棄物の増大や水質汚濁という身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊など、広範にわたります。

また、これらの原因も多岐にわたることから、世代を問わず環境に関する正しい知識の普及と意識啓発に努めなければなりません。

このようなことから、「遠野市環境基本計画」及び「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」の内容について理解を深めるとともに、環境保全意識の向上を図るため、地域や団体を対象とした「環境学習会」を開催しました。

環境保全意識を啓発するイベントとしては、環境に関する基調講演や市内小中学校活動事例発表等による「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」の開催、市内小中学校を対象とした「環境に関する標語等コンクール」の開催、「遠野の環境展」の開催、「遠野の里山風景写真展」の開催など、環境保全意識の高揚に努めました。

市内小中学校でも「特色ある学校づくり事業」の一環として、年間行事計画に環境学習のための水生生物調査や森林学習等を取り入れた教育活動を積極的に展開しています。

さらに、次代を担う子どもたちと環境の大切さ・環境のあり方について学習するため、「環境勉強会」を開催しました。

また、子どもたちの環境教育を推進するため、全国こどもエコクラブへの登録を推進しており、平成 24 年度は加入団体が 3 団体増加し、登録会員も増加傾向にあります。

今後も、年代や社会情勢に応じたメニューを取り入れながら学習する機会を設ける必要があります。

### ■ 環境教育活動実施及び参加状況

(単位:人)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
環境勉強会	707	738	1,767	2,024	1,321
環境学習会	1,090	1,215	3,409	4,344	349
明日の遠野の環境を考えるフォーラム	150	150	80	121	123
遠野の環境展(平成 23 年度から、期間を短縮し 3 日間の開催)	1,121	1,762	1,564	383	557
合計	3,068	3,865	6,820	6,872	2,350

環境整備部環境課

### 第3章 基本目標ごとの実施状況

#### 第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して

##### 1 清らかな水を守る

公共用水域の水質については、平成23年度に調査場所の見直しを行い、市内でA類型指定となっている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で、正確な水質状態を把握するため、年2回の水質調査を実施しました。

調査結果、人の健康の保護に関する項目については、環境基準を満たしており、生活環境の保全に関する項目については、水の汚れを見るための代表的な指標である水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）は、次ページの表のとおりとなっており、5年前と比較すると、全体的に水質が良い状態となっています。

水環境をより良質に保全していくためには、公共下水道などの整備・普及や事業所・家庭の生活排水対策、※水源かん養林の保全などを推進する必要があります。

また、各地域で環境パトロール等による監視活動を行っていますが、さらに公衆衛生組合連合会や関係機関と連携を深めていく必要があります。

※「水源かん養林」とは、雨や雪などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のことをいいます。

#### \* 調査項目に関する説明

水素イオン濃度（pH）	水溶液の性質を示す指標。 pH7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量（BOD）	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいくほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質（SS）	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量（DO）	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ 市内河川水質調査の結果

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(A類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)
	A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.4	7.6	0.7	1.1	1	2	10.5
7.1			<0.5		1		13.1		
猿ヶ石川 (遠野浄化セ ンター付近)		7.4	—	0.6	—	1	—	10.9	—
		7.4		0.7		<1		13.3	
猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ 石川橋梁付近)		7.6	—	1.1	—	2	—	10.6	—
		7.8		0.6		3		13.5	
小友川 (常楽寺橋付近)		7.7	7.7	<0.5	0.6	2	3	9.8	10.4
		7.6		<0.5		1		13.6	

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(B類型)		5mg/ℓ以下		50mg/ℓ以下		5.0mg/ℓ以上	
河川名	年度	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)	H24	5年前 (H19)
	類 型 指 定 な し	長野川 (大洞橋付近)	7.6	7.8	<0.5	0.9	1	2	9.5
7.5			<0.5		<1		13.1		
来内川 (枳田橋付近)		7.6	7.7	<0.5	0.9	5	3	11.1	9.8
		7.8		<0.5		2		13.3	
来内川 (長洞橋付近)		7.3	7.4	0.6	1.2	2	3	10.6	10.1
		7.5		0.6		<1		14.0	
猫川 (羽身橋付近)		7.4	7.3	0.5	0.8	<1	6	9.8	8.4
		7.4		<0.5		4		14.0	
宮守川 (吉金橋付近)		8.0	8.0	0.8	0.7	2	2	10.3	8.6
		7.8		<0.5		7		12.7	
塚沢川 (塚沢橋付近)		8.1	8.1	0.5	<0.5	2	1	10.2	8.4
		8.0		<0.5		<1		13.9	
宿川 (立川橋付近)		7.8	7.6	0.5	1.1	1	1	9.7	8.1
		7.9		<0.5		1		13.2	
家老沢川 (沢田橋付近)		8.0	7.6	2.1	3.7	1	2	8.6	5.3
		7.9		1.2		2		13.1	
清水川 (下鱒沢12地割)		7.9	8.0	0.7	1.5	1	1	10.3	9.4
		8.0		0.5		3		11.4	

※「<」は未満表示(定量下限値)

平成24年度は、測定を年2回実施(10月(上段)・1月(下段))

## ■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (24年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
BOD環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
水道普及率	90.3%	90.8%	91.2%	99.6%
汚水処理整備率(普及率)	56.3%	60.0%	68.5%	87.6%
水洗化率	79.4%	83.4%	84.6%	98.6%

### 2 きれいな空気を守る

東日本大震災後、沿岸被災地へ向う支援車両等の増加や、東北横断自動車道釜石秋田線宮守東和間開通により国道沿いの交通量が増加し、自動車交通を起因とした空気の汚染が懸念されていますが、大気汚染に関する目立った問題はなく、おおむね良好に保たれています。

アイドリング・ストップやタイヤの適正圧の推進をはじめとした自動車の適正運転、公共交通機関の利用促進など、自動車交通を起因とする環境負荷の低減に努める必要があります。

また、工場、事業所などのばい煙による大気汚染や悪臭の低減、ごみの野外焼却に対する指導、監視体制の充実を図る必要があります。

### 3 生活環境における騒音等を防止する

騒音・振動に関する目立った問題はなく、概ね良好に保たれています。

苦情が発生した場合には、関係機関との連携により状況調査を行い、原因の究明及び改善指導等の適切な措置に努めました。

今後も生活環境の保全のため、関係法令及び県条例に基づいた、規制・監視を続けていく必要があります。

### 4 安心して暮らせる環境を確保する

東日本大震災で発生した災害廃棄物を平成23年度と平成24年度ですべて処分し、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図りました。

生活系ごみの集積所から収集して清養園クリーンセンターで適正に処理を行い、農業用廃プラスチック等の産業廃棄物や同センターで処理できない一般廃棄物については、受け入れ先を紹介しました。

また、春と秋の大掃除週間の設定や各公衆衛生組合と連携して環境パトロールを町ごとに2回実施して不法投棄物の回収等を行い、環境美化と市民の清潔なまちづくり意識の醸成を図りました。

ごみの野外焼却については、林業振興課や消防署と連携して指導に努めました。

不法投棄物の回収処理は、テレビ38台、冷蔵庫5台、洗濯機2台、タイヤ129本等でした。

ごみの正しい分け方・出し方の周知徹底及び不法投棄の根絶を目指し、今後も啓発活動を続ける必要があります。

## 5 人にやさしい生活環境を創出する

ポケットパーク、下一日市一号公園、蔵の道ひろば等、日常生活に潤いのある空間の維持、管理に努めました。

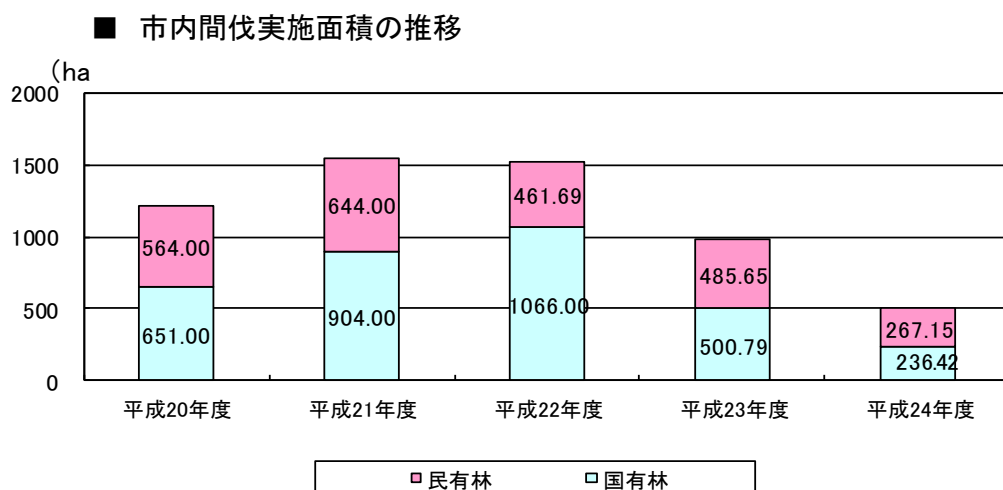
鍋倉公園については、伐期を向かえたスギ・カラマツを伐採しました。今後は植樹等を行い、環境整備に努めます。

## 第2節 「生物の多様性の確保」を目指して

### 1 自然環境を保全する

平成24年度は、造林35.74ha、下刈り119.02ha、枝打ち4.78ha、伐採14.57ha、間伐503.57haなどが実施され、森林の保全に努めました。

中山間地域等における耕作放棄地の解消及び増加を防止するとともに、農用地を維持管理し、多面的機能を確保するなど、農地の保全に努めました。



農林畜産部

### 2 生物の多様性を確保する

ハヤチネウスユキソウをはじめとした貴重な高山植物や野鳥の宝庫である国定公園早池峰山や、貴重な植物の群落を有する岩手県自然環境保全地域の琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多く保全されています。

貴重な自然環境を良好に維持するため、早池峰国定公園に自然公園保護管理員を、自然環境保全地域に自然保護指導員をそれぞれ配置し、巡回や利用者への指導など延べ500日の活動を行ったほか、早池峰国定公園では関係機関と連携し、盗採防止パトロールを2回、移入種駆除作業を1回行いました。

それぞれの保護管理区域は、ほぼ良好に保たれています。

また、年に数回の不法投棄も見受けられることから、関係機関と連携した盗採防止や利用マナーの向上など、環境保全意識の向上について、一層の啓発が必要となっています。

## ■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (24年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
自然環境保全地域数	4箇所	4箇所	4箇所	100%
特定植物等群落数	7箇所	7箇所	7箇所	100%
鳥獣保護区数	8箇所	8箇所	8箇所	100%
耕作放棄地解消面積	—	133ha	120ha	110.83%
認定農業者数	424経営体	409経営体	415経営体	98.55%
新規就農者数(累計)	3人	5人	5人	100%

### 第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

#### 1 緑地を確保する

遠野市斎場『永遠の丘』地内山林において、広葉樹の植栽など、市民参加の緑化祭を行い、森林整備による緑地の保全を図りました。更には、人や環境と森林との関係についての理解が深められました。

市内の山林の松くい虫被害は拡大傾向にあり、平成18年3月に、宮守町が県で定める松くい虫被害対策における地域に指定され、平成23年4月より区域が市内全域に拡大されました。

被害拡大を防止するために、平成24年度は106本、処理量178.23 m<sup>3</sup>の被害木の駆除を行いました。

市内の山林を保護していくために、今後も松くい虫の被害を受けやすいアカマツ林の松くい虫被害の拡大防止を図る必要があります。

#### 2 身近な自然とのふれあいを促進する

遠野の豊かな自然にふれつつ、『遠野物語』に語り継がれる歴史を再認識し、さらには健康増進を図ることを目的に、土淵町で「民話のまち遠野ウォーキング大会」を開催し、子どもから大人までが、身近な自然と触れ合うことが出来ました。

東北自然歩道に指定されている仙人峠秘境のみち、遠野物語のみち及び五百羅漢のみちの管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

#### 3 良好な景観を保全・形成する

遠野らしさを醸し出す景観の保全・形成を図るために、建造物の景観形成の指導や誘導に努めました。

#### 4 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

指定文化財の現況を確認し適切な保護に努めるとともに、市民の理解と文化の向上に資するため、各種教室を開催しました。また、新たな文化財指定等について、必要



に応じ調査を実施しました。

遠野遺産として、新規 10 件を認定するとともに、市民協働の理念に基づき、みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用して遠野遺産 8 件の保全・環境整備事業に取り組みました。

調査を行ってきた『遠野物語』発祥の地であり、農村集落の景観を残している土淵町山口集落について、国の重要文化的景観に追加選定されました。今後も必要な調査を継続しながら、良好な景観の保全・整備について地域の人たちと協働で取り組んでいきます。

郷土芸能の保存継承を目的として、保存団体に対し共演会の開催、用具整備等の支援を行うとともに、各団体の演目を映像により記録保存を行いました。

#### ■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状 B (24年度)	目標 C (27年度)	達成率 (B/C)
遠野遺産認定件数	99 件	124 件	129 件	96.1%
指定文化財説明板設置件数(累計)	40 件	80 件	80 件	100%
民俗芸能保存団体数	65 団体	65 団体	65 団体	100%

### 第 4 節 「循環型社会の構築」を目指して

#### 1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

遠野市公衆衛生組合連合会を通じ、ごみ減量化物品等の普及と資源集団回収奨励金制度を推進し、資源の有効活用とごみの減量を図りました。

今後も広報や環境学習会等で、遠野市公衆衛生組合連合会の助成事業を周知し、ごみの分別と減量の啓発活動を続ける必要があります。

#### ■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状 B (24年度)	目標 C (27年度)	達成率
市民一人当たりの一年間のごみ排出量	299kg	312kg	281kg	90.1%
資源集団回収実施団体の資源ごみ回収量	242t	325t	267t	121.7%

※市民一人当たりの一年間のごみ排出量の達成率は C/B です。

資源集団回収実施団体の資源ごみ回収量の達成率は B/C です。

## 第5節 「地球環境の保全」を目指して

### 1 エネルギーを有効に利用する

東日本大震災による福島第1原発事故を機に、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、以前にも増して、クリーンな再生可能エネルギーを利用しようという動きが活発になってきました。

平成24年度は、遠野中学校に、太陽光発電、蓄電池、チップボイラーを整備し、再生可能エネルギーの普及に努めました。

また、平成24年度整備された総合食育センターは、クールヒートトレンチの導入や、照明器具の一部にLEDを導入し省エネルギーの普及に努めました。

平成23年度から、クリーンエネルギーの普及促進及び環境に対する意識の高揚を図るため、市民の住宅用太陽光発電システムを設置する場合に要した経費に対し、市内で利用可能な商品券で助成する、遠野市住宅用太陽光発電システム導入促進事業をスタートし、平成24年度は、9件の申請があり、市民にもクリーンエネルギーや省エネルギーについて意識の高揚が図られました。

### 2 地球環境の保全に貢献する

地球環境の問題は、私たち一人ひとりの日常生活の暮らしや事業活動そのものが原因となっていることから、ゴミの削減やリサイクル、二酸化炭素の削減、水生生物調査等自然環境の保全を啓発しながら、環境保全への理解を深め、自発的な活動につなげることを目的とし、子供達等に環境教育と環境学習の推進を図りました。

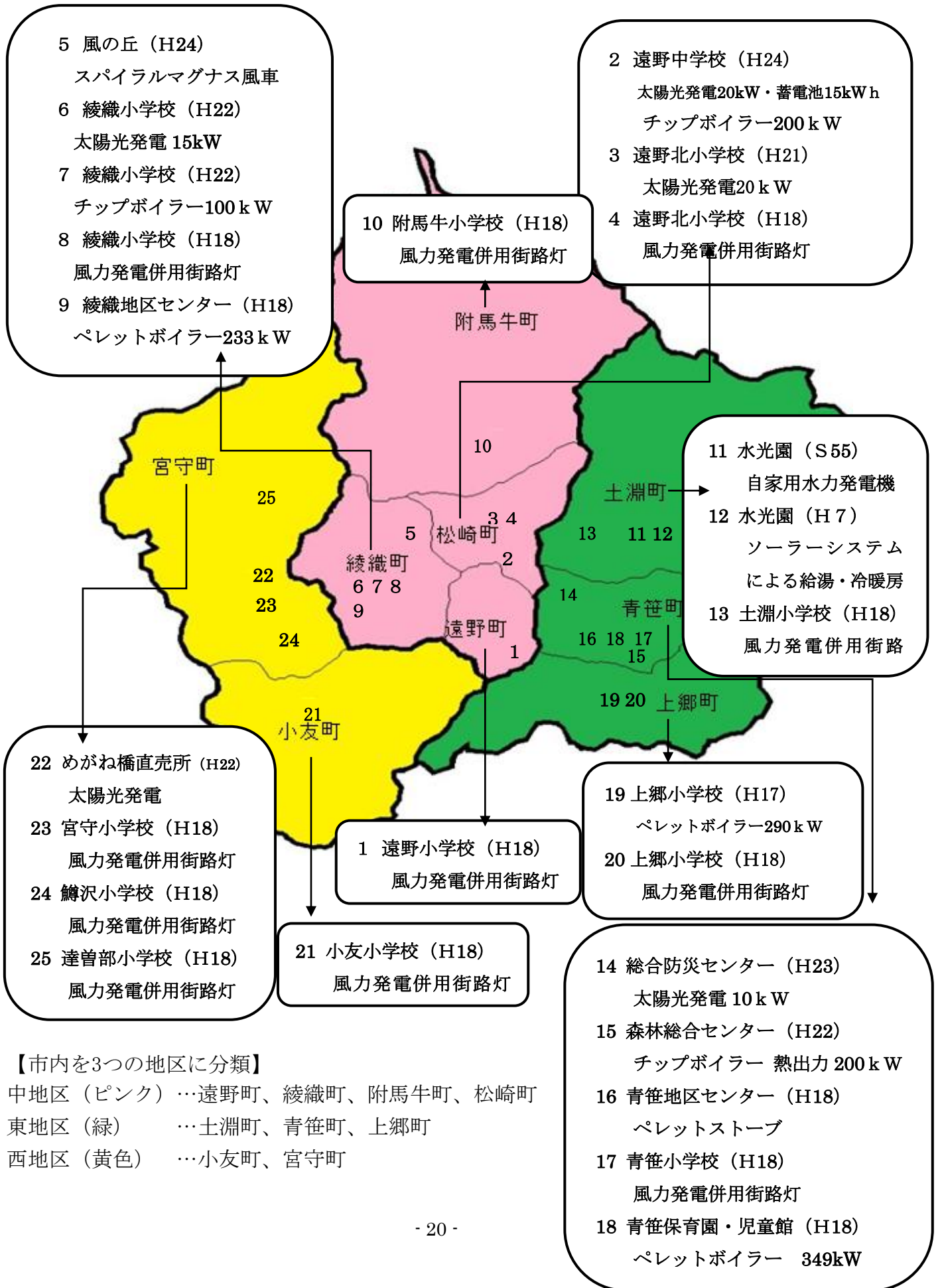
また、全国こどもエコクラブへの加入促進を図り、登録会員は増加傾向にあります。

今後も環境保全に対する意識の高揚を図り、二酸化炭素削減などについて、啓発をしていく必要があります。

#### ■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (24年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
森林整備面積	644ha	441.26ha	430ha	102.6%
民有林再造林面積	34ha	31.40ha	90ha	34.09%
市民環境団体登録数	37団体	66団体	60団体	110.0%
小中学校の環境学習の実施	63回	78回	78回	100%
こどもエコクラブ登録会員数	201人	295人	300人	98.33%

# 遠野市再生可能エネルギー等導入状況





= 資料編 =

資料1	各町ごとの主な取組状況	22
資料2	遠野市地球温暖化対策実行計画平成24年度実績報告	31
資料3	ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	33
資料4	用語解説	38



## 各町ごとの主な取組状況（各地区センター調べ）

## 【遠野町】

＝地区別の目標＝

- 道路清掃、鍋倉公園清掃、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/8、8/5	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/16～22、 9/17～23	全世帯
植物（の生態系）に配慮した環境づくり	一斉河川清掃をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/5	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町屋の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13～14	65 世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
環境学習の推進	こどもたちの環境学習として、小学校及び児童館において水生生物調査に取り組み、環境保全への理解を深めました。	7/26、8/2	小学校、 児童館

## 【綾織町】

＝地区別の目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃や町内の国道 283・396 号線沿い 8 km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/24、 8/5	延べ 1,100 名
郷土芸能の保存伝承	「綾織まつり」の実施により、古くから伝わる郷土芸能の伝承と保全に努めました。	7/22	延べ 200 名
資源回収活動の推進	綾織中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/21、 5/2、 8/18、 10/4	延べ 165 名
環境教育研修の推進	子どもの環境学習として、町内の川にいる水生生物調査を行い生物分布や水の汚れ具合を観察しました。	9/9	10 名
	区長、保健推進委員研修で愛知県大口町を視察し、他県における公衆衛生活動及び環境保全の取り組み等について研修してきました。	11/22	14 名



## 【小友町】

＝地区別の目標＝

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホタルやモリアオガエルの保全に努めます。
- 宿場町の情景、小友まつりや裸参りなどの特色ある地域文化の保存に努めます。
- 水質調査を実施し、水辺を利用した環境教育を推進します。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます

	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動	小友町農産物直売所や地区センター、小学校、中学校の花壇等に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/28	80名
ホタルやモリアオガエルなどの希少動植物保全	ホタルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	4/28～ 12/5	延べ 180名
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保全	小友まつり、小友裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/25～26 2/23	延べ 1,000名
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねることにより、郷土の理解に努めました。また、小友町に伝わる民話・伝説の発掘を行いました。	6/15、 9/12、 10/25	30名
資源回収活動の推進	小友中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/22、 7/22 9/17～23	延べ 460名
その他	環境パトロール（外山方面のゴミ不法投棄現場等）を行いました。	7/5 10/4	14名

## 【附馬牛町】

=地区別の目標=

○猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。

○資源回収活動をはじめ、循環型社会システムづくりやグリーン・ツーリズムを推進します。

○文化財及び遠野遺産の保存活動を推進するとともに、併せて自然の関心を高め、保全の必要性への理解を深めます。

○清掃活動や花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境の再生、修復及び保全	「花いっぱい運動」で、附馬牛バイパス沿い、火渡しの石碑群前、自治会館前、小中学校等の花壇に婦人会・老人クラブが中心となり花の植栽や除草をし、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	6月～10月	延べ 50名
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川環境整備の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	8/5	386名
環境循環型システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保健推進委員合同研修会を実施し、山形県寒河江市、(株)エフピコ山形選別センターでリサイクルについて研修をしました。	9/3	11名
身近な自然環境の分布把握及び保全意識の向上	町内の環境パトロールを実施し、ゴミ集積所の利用状況及び不法投棄現場の把握により、環境保全意識の向上を図りました。	6/7、11/1	19名

## 【松崎町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- 里山保全の醸成活動を実施します。
- 田園風景にふさわしい景観を保全します。
- 自然環境の再生を推進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、環境配慮型のイベント運営を心掛けます。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、河川一斉清掃及びマリーゴールド14,000本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/8、 6/17、 8/5、 10/28	延べ 3,617名
	自転車道の草刈	8/1～5	延べ 110名
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚を行いました。	5月～ 10月	延べ 360名
自然環境の再生推進	里山での自然観察、木工工作、夜の星空観察を通じて、創造する喜びや自然の中で活動する楽しさを感じ、豊かな心を醸成しました。	8/27～28	44名
環境教育・講座等の推進	生ゴミによる堆肥化を学んだことを基に、身近で自然にやさしい生活に努めました。	通年	2名
	松崎町地域婦人団体協議会が持ち寄った使い古しのシーツやタオル等でウェス作りに取り組み、リユースウェス(2,000枚)として社会福祉団体へ寄付し自然にやさしい活動に努めました。(6回目)	8/7	15名
	松崎町をウォーキングをしながら、自然環境を享受し、参加者のコミュニケーションを図った。	10/14	121名
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	6/8、 10/4	18名

## 【土淵町】

＝地区別の目標＝

- 浄化槽の普及啓発に取り組み、水環境の保全美化に努めます。
- 水源の涵養・環境保全に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	町内一斉道路清掃を行い沿道の空缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/1	約 500 名
	老人クラブと土淵中学校生徒全員で地区センター周辺の「ふれあい花壇づくり」さらには観光地のカップ淵までの沿道にマリーゴールドの植栽をしました。	5～10 月	約 60 名
	第 2 区自治会では国道沿いに花壇を作り、マリーゴールドやミニひまわりを植栽し、環境美化に努めました。	6～10 月	50 名
	第 3 区久保自治会では国道沿いにマリーゴールドやサルビアを植栽し環境美化に取り組みました。	6～10 月	30 名
	第 6 区柏崎自治会では市道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6～10 月	20 名
	第 7 区ではスイセンクラブを結成して、五日市川両岸の花いっぱい運動を展開し、ツツジや菖蒲などを植栽し環境美化に努めました。	6～10 月	70 名
	第 10 区自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽、観光スポットの「狐の関所」周辺地域の環境美化に務めました。	6～10 月	100 名
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6～10 月	40 名
	市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを行い、終了後交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を行いました。	8/5	約 750 名
水生生物の生態系調査と環境に配慮し、水に親しめる河川及び水路改修の推進	9 区自治会有志によるカップ淵から 9 区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いを実施し、水のきれいな川づくり、ビオトープゾーンとしての水辺の動植物復元に努めました。	通年	20 名
	土淵中学校では 11 年間に渡り、地域内の水質調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	生徒会
	土淵小学校では地域の河川の水生物調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	児童会
耕畜連携による環境保全型農業の推進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元すること「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	250 名
リサイクル促進による循環型社会の推進	土淵小学校及び土淵中学校の児童生徒、父母らによるビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	通年	生徒会
森や森林に親しむ活動	五日市地区の杉林の枝打ちや周辺の草刈りを行い、森林の美化に努めました。	11 月	60 名

## 【青笹町】

＝地区別の目標＝

- 河川・道路清掃、花いっぱい運動等の環境美化活動に地域住民が一体となって取組みます。
- 自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- 事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存活動に努めます。
- 資源回収活動を促進し、環境教育の推進に努めます。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、市内河川清掃、国道バイパス草取り、市道等のゴミ拾い及び主要道並びに公共的施設周辺に花苗を植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4～10月	約3,000名
	各区単位老人クラブが、輪番制で青笹町民俗館内外の清掃・環境整備を行い、環境美化に努めました。	4～11月	約140名
	老人クラブ連合会が、地区センター周辺の環境美化活動を行い、地域環境美化への弾みがつきました。	9/20	70名
文化財の保存活動の推進	保育園・小中学校及びしし踊り保存会と連携し、保育園児及び小中学生を対象とした練習機会を設けるとともに、保育園や小中学校、地域が行う行事・お祭りでの披露・発表を通じて「青笹しし踊り」の伝承に努めました。	5～11月	約500名
資源回収活動の推進	夏季及び秋季において、ごみ収集所付近及びごみ不法投棄が懸念される場所を中心に環境パトロールを実施し、ごみ分別の徹底と不法投棄の防止に努めました。	6/15、 11/1	29名
	小中学校及び行政区単位で資源回収活動を行い、資源リサイクル活動の普及・気運の醸成に努めました。	随時	250名
環境教育・講座等の推進	行政区単位で、子どもからお年寄りまでが参加して域内のゴミ拾いを行い、環境美化意識の高揚に努めました。	8月	180名

## 【上郷町】

=地区別の目標=

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 動植物の生息地である湧水地周辺の保全と活用を推進します。
- 早瀬川源流域の役割として、水質の保全に努めます。
- 「上郷聞歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- 環境学習の機会を創出し、環境保全活動へ積極的に参加します。

	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験学習の推進	<p>地元の特産である白樺樹液の採取体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちが自然とのふれあいを深める場となる大峰鉦山跡地白樺樹林の環境保全活動に努めました。</p> <p>また、白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次世代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。</p>	<p>4/2～</p> <p>4/26</p> <p>4/17 体験学習</p>	<p>体験学習参加者</p> <p>62名</p>
河川の環境整備及び水質保全	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行い河川の環境整備に努めました。	8/5	950名
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。	6/21～ 6/30	延べ 341名
	町内の美しい自然を守るため、ゴミ集積所や不法投棄現場の状況について巡回パトロールを年2回実施しました。パトロール終了後には、意見交換や勉強会を開き、ゴミの分別の徹底と不法投棄の防止に対する意識の向上を図りました。	6/14、 10/4	70名
	遠野遺産認定制度及びみんなで築くふるさと遠野推進事業の活用により、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	通年	
環境教育・講座等の推進	町内ミニ広報誌「コミュニティーかみごう」において、正しいゴミの分別方法などの記事を掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	毎月第3 木曜日	全町民
	「動物からヒトにうつる病気の話」と題した研修の場を設け、動物由来の感染症・狂犬病の怖さ・狂犬病発生状況・狂犬病の予防対策等について学びました。	1/11	23名



## 【宮守町】

=地区別の目標=

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- 道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	森と湖に親しむ旬間に合わせた7月の「柏木平リバーサイドまつり」や8月の「稲荷穴まつり」の開催により、自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	7/29 8/5	8,500名 300名
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、6月～9月に町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い一斉に河川の草刈り及びゴミ拾い等を実施し、環境整備に努めた。	6/3 7/1	227名 1,095名
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃の実施、宮守川上流地区による上宮守地内の国道396号線の法面の草刈りの実施や子供会による空き缶拾い活動、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めた。	通年	1,380名
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各行政区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ごみ収集所付近の不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の防止とごみの正しい出し方・分別の徹底に努めた。 また、町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めた。	通年	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長(区長)を対象に、木くずやがれき類、廃プラスチック類の産業廃棄物のリサイクル施設を視察し資源の大切さと、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県沿岸部の復興状況を視察し災害復興への認識を深めた。	10/22～23	18名

資料 2

## 遠野市地球温暖化対策実行計画 平成 24 年度実績報告

### 1 温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量、活動量実績

平成 24 年度二酸化炭素排出量 7,999,356.6 kg-co2

排出量の構成 -----

電気使用量	73.0%
設備用燃料	23.5% (A重油、灯油、LPガス)
公用車燃料	3.5% (ガソリン、軽油)

※ 平成 23 年度に対して、二酸化炭素の排出量は電気が 36.9%、ガソリンが 12.7%、軽油が 6.4%上回る排出量となりました。

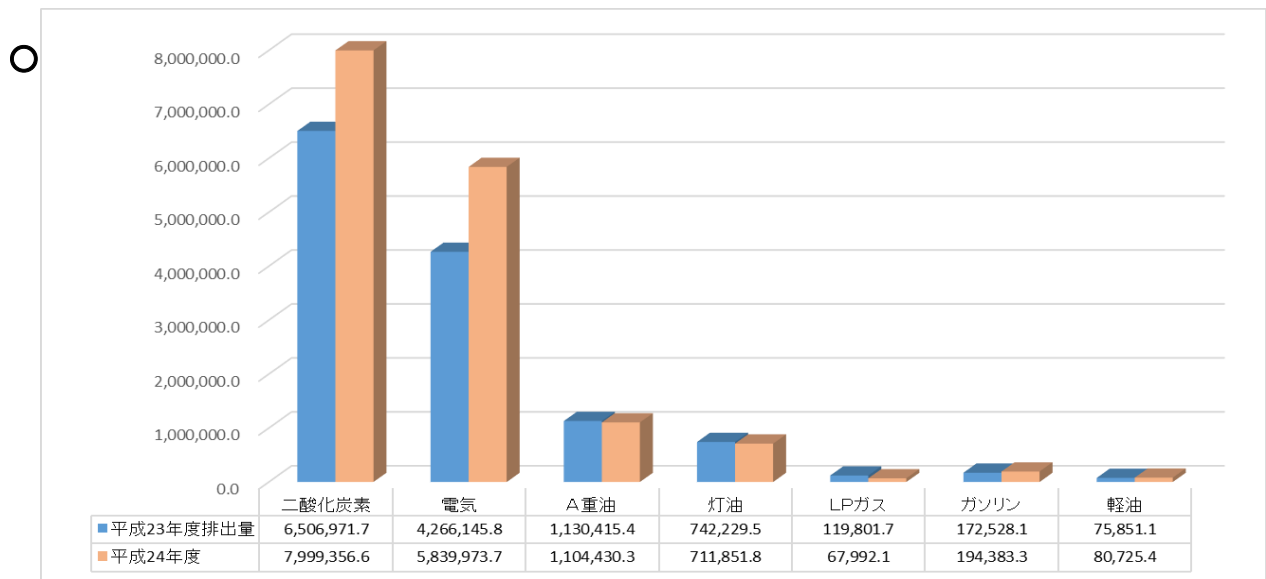
#### ○ 温室効果ガス排出状況

単位 kg-co2

項目		平成 22 年度 排出量 (基準年度)	平成 23 年度 排出量	平成 24 年度	
				排出量	23 年度比 増減率
二酸化炭素	二酸化炭素	7,631,570.1	6,506,971.7	7,999,356.6	22.9%
電気使用量の削減	電気	5,178,640.9	4,266,145.8	5,839,973.7	36.9%
燃料設備における 燃料使用量の削減	A重油	1,480,589.5	1,130,415.4	1,104,430.3	△2.3%
	灯油	681,671.6	742,229.5	711,851.8	△4.1%
	LPガス	16,929.6	119,801.7	67,992.1	△43.2%
公用車等燃料 使用量の削減	ガソリン	183,005.0	172,528.1	194,383.3	12.7%
	軽油	90,733.5	75,851.1	80,725.4	6.4%

※1 電気の二酸化炭素排出係数は毎年変更されます。

※2 二酸化炭素排出量平成 27 年度の目標値 7,326,307.3 kg-co2 (基準年と比較して4%削減)



## 2 課題と今後の取り組みについて

### (1) 第二次遠野市地球温暖化対策実行計画の見直し(平成 26 年度予定)

本計画は、二酸化炭素排出量の目標となる基準年度が、東日本大震災前であり、策定時の状況と大きく変化しているため、現状に合わせ実行計画の見直しを行う必要があります。

今年度の状況を踏まえ、25 年度を基準年として実施計画の見直しを検討予定。

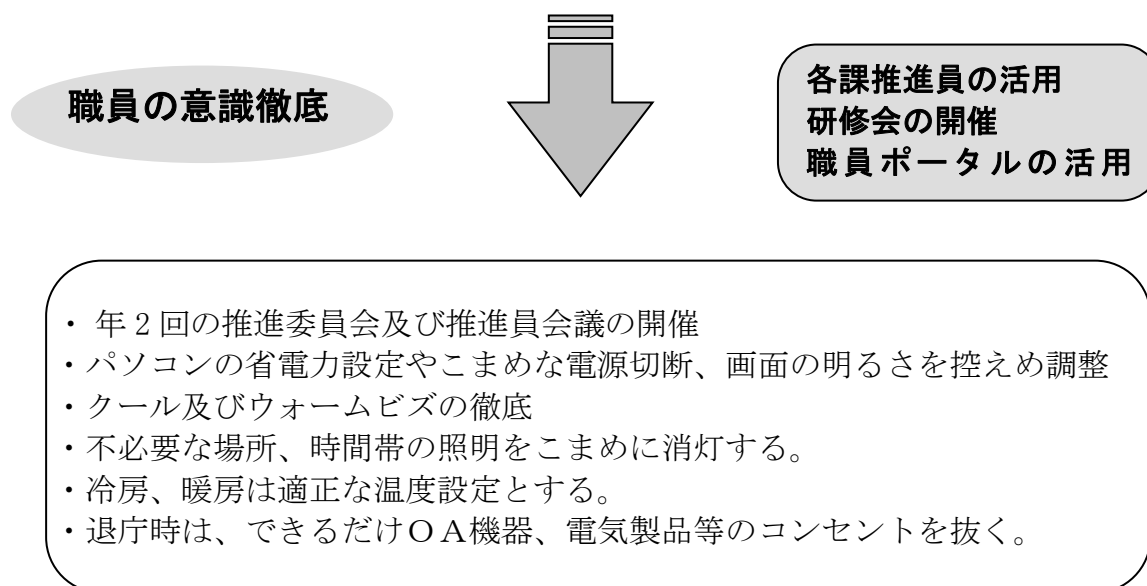
### (2) 使用エネルギーの削減(直接的な温室効果ガス排出抑制)

温室効果ガス排出量削減は、職員一人ひとりの意識が重要となります。

計画の推進のため、推進員を通じて周知しながら、今後も職員ポータルへの掲示など取り組みを進めます。

### 平成 25 年 9 月からの電気料金値上げにより更なる使用量の削減が必要

日常業務、事業活動からの職員一人ひとりの自主的な取り組みとして、下記の項目の徹底を図ります。



### (3) 事務用紙購入量の削減、水道使用量の削減、ごみの分別の徹底

#### ① 事務用紙購入量の削減

業務の増加に伴い、事務用紙の購入も増えていると思われませんが、両面印刷や裏面の使用など徹底していきます。

#### ② 水道使用量の削減

使用量を削減するために、節水の徹底、水漏れ等の定期点検等を実施します。

#### ③ ごみの分別の徹底

紙ごみや、プラスチック製容器包装の分別の徹底を図るため、雑紙の分別、プラスチック製容器包装収集箱の設置を行う等、もえるごみの減量の取り組みを強化します。

### (4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入

再生可能エネルギー設備の導入については、未利用資源の有効活用、地域の特性や資源を生かした遠野型エネルギーの地産地消、遠野らしさのこだわり、災害の防災対策等を意識しながら検討を進めます。

## ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条～第7条)

## 第2章 基本方針(第8条～第11条)

## 第3章 基本施策(第12条～第25条)

## 第4章 審議会(第26条～第33条)

## 附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育

環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第2章 基本方針

### (施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

### (環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

- 2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第23条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第25条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 審議会

(設置)

第26条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員14人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第30条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第31条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



## 用語解説

ア	
アイドリングストップ	駐停車の間、車のエンジンを止めること。運輸部門における省エネルギー手法のひとつ。
ISO14001	国際標準化機構が定めた環境に関する国際規格のこと。事業者が策定した環境保全・改善のための方針と計画などの環境管理システムが企画を満たしているかを第三者の審査登録機関が審査し認証するもの。
エコ事業所	環境に配慮した取組を自主的に、積極的に実施している事業所。
エコツーリズム	エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、先人の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を目指す。従来のマス・ツーリズム(大衆観光)は、自然環境を悪化させる要因の一つとみなされてきたが、これに変わる新しい観光のあり方として1980年代後半に登場した。観光によって地域社会に収入をもたらす、破壊が進んでいる自然環境の保護などを実現するという、環境保全への効果が期待される。
ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	気体中のダイオキシン類の毒性等量の単位。ダイオキシン類の中で最強の毒性をもつ2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表す符号。標準状態(0℃、1気圧)における1立方メートルの排ガス中に、どのくらい含まれているかをナノグラム(ナノグラムは10億分の1グラム)単位で表したものの。
オゾン層の破壊	地球上のオゾン(O <sub>3</sub> )の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フッ素化合物(総称フロン)などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により紫外線が増加し、白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下など人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。オゾン層の保護の国際的対策として「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987年に採択された。我が国でもオゾン層保護対策を進めるため、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定されている。
カ	
希少動植物	生息環境の改変等により、その個体数が減少あるいは絶滅の危機のある動植物。日本では環境省が分類毎に個体数の減少の程度、生息環境消失の危険度などの視点から絶滅の恐れのある種についてレッドリストを作成し、日本版レッドデータブックとして発行している。(植物編は(財)日本自然保護協会と世界自然保護基金日本委員会が発行)
協働	住民・行政・企業など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力していく関係。
こどもエコクラブ	環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。入会金・会費は無料。
環境に与える負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因とな

	るおそれのあるものをいいます。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。
クールヒートトレ ンチ（地中熱利用）	取り込んだ外気を地下を通過させることにより、夏場は涼しく、冬場は暖められた空気を屋内へ供給する。
<b>サ</b>	
再生可能エネルギー	自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源のこと。太陽光、風力、水力、バイオマス等があり、半永久的に使用し続けることができ、二酸化炭素等の温室効果ガスを発生しないといった長所がある。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
省エネルギー	エネルギーを効率的に使用することによって、より少ないエネルギーで大きな効果を上げること。具体的には、家庭でエネルギー消費機器を無駄なく上手に使うことから、企業の設備投資や技術開発にいたるまで広汎な活動を含む。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する考え方。生物の豊かさ（多様性）を①生物の種②生物が生活する環境③生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。
<b>タ</b>	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン類（約 200 種）の総称。多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。極めて有害な物質で、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられ、一定レベルを超えると奇形、発癌等の誘因となる。自然界には存在せず、除草剤、枯葉剤（ベトナム戦争で使用）、ごみ焼却時の焼却灰や粉じんに含まれている。
大気汚染	人間の経済・社会活動による物質の燃焼などによって大気が汚染されること。大気汚染物質には、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素、有機塩素化合物、鉛化合物、重金属などがある。日本では、高度経済成長期に問題になり、以来、窒素酸化物、フッ素化合物、アスベスト粉塵などによる大気汚染が数多く発生している。 現在では、これらに加えてオゾン層を破壊するフロン、二酸化炭素などの温室効果ガス、酸性雨の原因である窒素酸化物、硫黄酸化物など、地球環境を破壊する大気汚染物質が問題になっている。
「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システム	高度経済成長期においては、経済性を優先して均質な製品を安価に消費者に提供するため「大量生産」が行われ、また「消費は美德」のキャッチフレーズのもとに「大量消費」がなされた。その結果「大量廃棄」という問題が発生した。このような使い捨て文化といえる経済社会のシステムに対し、近年では地球環境問題を考慮した資源循環型社会を目指す動きが高まっている。
地球温暖化	近代から現代に到る産業活動における多量の石炭や石油などの消費により、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスが大量に排出され、地球の温暖化が促進されている。こうした傾向が今後とも進んでいくと、21世紀末までには、地表の平均気温は3℃も増加し、また、海面水位は65cm(最大1m)上昇すると予測されている。地球温暖化の被害が顕在化し取返しのつかない事態が生じないように、1990年に地球温暖化防止行動計画を決定し、各種の対策を推進している。

遠野物語	明治 40 年に東北地方を視察した柳田國男は、遠野で佐々木喜善と出会い彼の語る数々の話に魅了され、明治 43 年に 119 話からなる「遠野物語」を刊行した。独特の気品のある文章でまとめられた同著は、文学作品としても高い評価を受け、柳田國男の民俗学の根幹となった。
ハ	
バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、木材を燃焼して熱や電気を得るほか、家畜ふん尿のメタン発酵などによる燃料化、炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
ビオトープ	「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語。特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。本来、自然状態か否かは問わないが、各種事業に際して積極的に創出される野生生物の生息・生育環境を意味することも多い。
ポケットパーク	住宅地や商店街などにある小さな公園。わずかな土地を利用して環境をよくしようとするもの。
マ	
水の循環	雨が降り、川や地下水となって海に流れ、陸や海から蒸発してまた雨となる水の一連の循環のこと。

【平成二四年度環境に関する標語等コンクール標語の部】

小学校低学年の部 最優秀賞

土淵小学校 二年 片岸 真広

ぼくもわたしも ごみのぶんべつ エコ家ぞく

小学校高学年の部 最優秀賞

土淵小学校 六年 大里 翔哉

エコバック 地球にやさしい ちえぶくろ

中学生の部 最優秀賞

土淵中学校 二年 大石 堅斗

無駄づかい やめることこそ エーコとだ！

ふるさと遠野の環境報告書  
(平成 24 年度)

平成 25 年 10 月 発行

編集・発行 遠野市環境整備部環境課

〒028-0525 岩手県遠野市六日町 1 番 22 号

TEL 0198-62-2111

FAX 0198-62-7721

ホームページ <http://www.city.tono.iwate.jp/>

Eメール [kankyo@city.tono.iwate.jp](mailto:kankyo@city.tono.iwate.jp)